

みえ木材利用方針

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項及び三重の木づかい条例（令和 3 年三重県条例第 25 号。以下「条例」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、木材利用の推進のための施策に関する基本的事項、建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項、森林教育、木材利用の推進に係る普及啓発に関する基本的事項、木材利用の推進に関する目標等を定めるとともに、木材利用の推進に係る体制の整備に関し必要な事項等を定める。

第 1 趣旨

県産材をはじめとする木材（これを使用した木製品を含む。以下単に「木材」という。）を私たちの暮らしや経済活動に積極的に取り入れていくことは、健康で快適な暮らしの実現に寄与するだけでなく、再生可能で二酸化炭素を貯蔵する機能を有するなど脱炭素社会の実現に通じ、将来にわたって私たちの生活や、私たちが住む三重県を豊かにしていくことに貢献するものである。

このような中、県民一人一人が、木材利用の意義を認識し、人生を豊かなものにしていくため、県、市町等が整備する公共建築物等における木材利用を推進するとともに、県民及び事業者の参加のもと、日常生活及び事業活動等における住宅、社屋等への木材利用や、様々な形で暮らしの中に木を取り入れていくことができるよう、必要な措置を講じるための指針として、この方針を作成するものである。

なお、木を使うことは、健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与するとともに、森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業・木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資することが期待されることから、当方針に基づく取組は、三重の森林づくり基本計画と一体的に推進するとともに、県産材を最も優先して利用するものとする。

第 2 建築物における木材利用の推進を図るために必要な施策に関する基本的事項

1 地方公共団体が整備する公共建築物における木材利用の推進のための施策に関する事項

（1）地方公共団体が整備する公共建築物

県内に整備される法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる建築物であり、具体的には、広く県民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舍等をいう。

（2）積極的に木造化を推進する公共建築物

計画時点において、木造化が困難であるものを除き、（1）の公共建築物において、積極的に木造化を推進するものとする。

(3) 公共建築物における木材利用の推進のための施策の具体的方向

県は、その整備する公共建築物のうち、(2)の積極的に木造化を推進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として全て木造化を図るものとする。

なお、純木造とすることが困難な場合であっても、木造と非木造の混構造とすることにより耐火性能や構造強度が確保される場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進するものとする。

また、木造・非木造にかかわらず、玄関、受付、ロビー、教室、廊下等、直接又は報道機関等を通じて間接的に県民の目に触れる機会が多い場所について、原則として木質化を図るものとする。

さらに、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、C L T、木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組むものとする。

また、県は、市町が整備する公共建築物における木材利用の推進が図られるよう、建築物における木材の活用事例や木材供給に関する情報等の提供、技術的な助言、その他必要な措置を講じるものとする。

2 民間の建築物における木材利用の推進のための施策に関する事項

(1) 民間が整備する建築物

① 民間が整備する公共建築物

法第2条第2項第2号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる国又は地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）等の建築物をいう。

② ①以外の建築物

事業者の社屋、店舗や工場・倉庫、個人住宅等の建築物をいう。

(2) 積極的に木造化を推進する民間の建築物

民間の建築物の整備においては、(1)①の公共建築物について、計画時点において木造化が困難であるものを除き、積極的に木造化に努めるものとする。

(3) 民間の建築物における木材利用の推進のための施策の具体的方向

県は、民間の建築物における木材利用の推進が図られるよう、木造建築物等の設計及び施工、木材調達に関する知識を有する人材の育成を進めるとともに、建築物における木材の活用事例や木材供給に関する情報等の提供、展示効果の高い県施設の木質化、建築物木材利用促進協定制度の周知及び活用、その他必要な措置を講じるものとする。

第3 木材利用の推進を図るために必要な施策に関する基本的事項

1 建築物以外の分野における木材利用の推進に関する事項

県は、木材を利用することが可能な防護柵及び工事用仮設物等の公共土木施設等について、木材を積極的に利用するとともに、公務等において使用される机、椅子、書棚等の備品及び文具類等の消耗品については、原材料に木材を使用しているものの利用を図るものとする。

また、木質バイオマスのエネルギー利用を図るとともに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入については、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その推進を図るものとする。

さらに、木を使うことは、健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与することから、県民の日常生活及び事業活動等において、家具や日用品、玩具等、幅広い分野で木材利用が推進されるよう、木材利用の意義や使途等について、普及啓発に取り組むものとする。

2 研究及びその成果、技術等の普及に関する事項

県は、県内の林業事業者や木材産業事業者、建築関係事業者等からの要請に応じ、スギ・ヒノキの中・大径材の有効活用や付加価値を高めるための研究に取り組むとともに、その成果及び技術の普及に努めるものとする。また、木材産業事業者その他の木材の生産に携わる者が行う技術開発等を支援するものとする。

3 人材の育成及び確保に関する事項

県民の日常生活及び事業活動等において木材利用が推進されるよう、県は、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び教育関係者等の人材の育成及び確保に努めるものとする。

4 県産材の魅力の向上の促進及び国内外への販路拡大に関する事項

県は、県産材の魅力の向上を図るため、ブランド化の促進や生活の場での木材の優れた特性を生かした利用方法等の普及、新たな商品開発等を促進するとともに、新たな木材需要が見込まれる首都圏等県外の木材消費地や海外に向けて、木材産業事業者等と連携し、県産材のPR及び販路拡大に努めるものとする。

第4 森林教育、木材利用の推進に係る普及啓発等に関する基本的事項

県は、森林教育及び木材利用の推進に係る普及啓発等の積極的な実施を通じて、木材の持つ魅力や、「木を使う」ことの意義など木材利用の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、木材利用の推進に向けた県民及び事業者の気運の醸成に努めるものとする。

1 森林教育に関する事項

県は、木材が暮らしや経済に当たり前に取り入れられている社会づくりに向け、森林教育を受ける機会の増大や場の整備、保育や教育の場での森林教育活動の一層の展開、森林

教育対象を大人や企業に拡充するとともに、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築や森林教育を実践できる指導者の養成等に努めるものとする。

2 普及啓発等に関する事項

県は、多くの県民が木材に触れ、親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることができ、県内全域で自発的な取組が広がるよう、各種イベントでの普及、模範的な木材利用事業者の顕彰等の活動を通じて、県民の日常生活及び事業活動等における木材利用の普及啓発に取り組むものとする。

第5 木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

森林所有者や林業事業者、木材産業事業者その他の木材の供給に携わる者は連携して、森林の適切な整備及び保全、木材製品の品質確保の推進並びに新用途の開発、技術の継承及び一層の向上、木材の需給に関する情報の共有及び木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、県産材の利用の動向やニーズに応じた流通の合理化、合法性等が証明された木材の供給体制の整備等に努めるものとする。

第6 その他木材利用の推進に関し必要な事項

1 県の木材の調達に関する事項

県は、その整備する公共建築物における木造化・木質化の実施に当たっては、原則として県産材を使用するものとし、県産材のJAS製材品及び「三重の木」認証材を優先して使用する。併せて、その整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、みえ・グリーン購入基本方針に規定する基本調達品目に該当するものについては、原則としてみえ・グリーン購入基本方針に基づく判断基準を満たすものとする。

なお、公共建築物の発注に当たっては、木材調達に配慮した工程計画を立てるとともに、材工分離発注の採用等、発注方式についても検討を行うものとする。

また、民間の建築物等における木材利用に関し、近接した地域にある森林から生産され、製材・加工された木材を利用することは、木材の輸送に係る二酸化炭素の排出量を抑制し、環境負荷の低減に寄与するとともに、地域経済の活性化に資することが期待されることから、県産材が優先的に使用されるよう情報提供及び普及啓発に努めるものとする。

2 建築物等を整備する者への要請

県は、市町及びその他建築物を整備する者に対して、その整備する建築物や実施する公共工事等において、この方針を踏まえた積極的な木材の利用を要請するものとする。

3 木材利用に係るコスト面で留意すべき事項

（１）建築材料としての木材利用のコスト

建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工

夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

(2) 建築物以外の木材利用のコスト

公共土木施設及びその他の工作物を整備する者及び備品や消耗品を購入する者は、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

また、建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮するものとする。

第7 木材利用の推進に関する目標

1 県が整備する公共建築物における木材利用の目標

県が整備する公共建築物における目標については、別記1に定める。

2 民間における木材利用の目標

県は、民間の事業活動等において幅広い分野で木材利用が推進されるよう、木材利用に係る情報発信や普及啓発等に取り組むものとする。

なお、民間における木材利用の目標については、別記2に定める。

第8 取組結果の公表

県は、第7の1の県が整備する公共建築物における木材利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況その他のこの方針に基づく建築物等における木材利用の推進に向けた措置の実施状況を毎年1回取りまとめ、三重の森林づくり基本計画に基づく実施状況報告とあわせて議会に報告するとともに、公表するものとする。

第9 体制の整備

1 関係主体との協議の場の整備に関すること

県は、条例第17条第1項に規定する木材利用の推進に関する取組の円滑かつ効果的な実施を図るため、県及び市町、森林所有者等、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、教育関係者等の関係主体が相互に連携・協力することができるよう、別記3に示す協議の場の整備に努めるものとする。

2 県の部局等を超えた体制の整備に関すること

条例第17条第2項に規定する県の部局等の枠を超えて総合的かつ計画的に推進するために必要な体制については、別記3のとおりとする。

(注) この方針において、

- ・「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- ・「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠、作り付けの設備等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- ・「県産材」とは、三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。
- ・「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の規格基準に適合することを『「三重の木」利用推進協議会』により認証された木材製品をいう。

附則

この方針は、平成２２年１２月１３日から運用する。

この方針は、平成２９年１０月 ２日から運用する。

この方針は、令和 ３年１０月 １日から運用する。

この方針は、令和 ４年 ７月２６日から運用する。

別記 1 県が整備する公共建築物における木材利用の目標

項 目	目 標	定 義
低層の 木造化 施設率	100%	「木造化施設」とは、建物の新築、増築又は改築（以下「新築等」という）に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁等の体積の5割以上に木材を利用した施設をいい、新築等された施設に占める木造化施設の割合を「木造化施設率」という。 また、木造とその他の部材との混合構造の場合は、床面積比で5割以上について、上記の要件を満たすものを木造化施設とする。 なお、木造化施設率算定の対象は、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層（3階建て以下）の公共建築物とし、施設が必要とする機能等の観点から、木造化が困難な施設（※注1）については、対象外とする。
木質化 施設率	100%	「木質化施設」とは、建築物の新築等に当たっては、玄関、受付、ロビー、教室、廊下等、県民の目に触れる機会が多い場所（火気や水、薬品等を使用するなど木質化がなじまない箇所は除く）等において木質化が行われた施設を、また、模様替えに当たっては、その内容に応じて可能な限り木材を利用した施設をいい、新築等又は模様替えが行われた施設に占める木質化施設の割合を「木質化施設率」という。 なお、木質化が困難な施設（※注2）については、木質化施設率算定の対象外とする。

※注1 木造化が困難であるとされる施設に係る例示については、以下のとおり。

- ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- ・治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設
- ・危険物を貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設
- ・博物館内の文化財を収蔵し、又は展示する施設
- ・その他、機能等の観点から木造化がなじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される施設（水や薬品等に対する耐久性や重荷重に対する性能等が必要とされる施設等）

この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求めない建築物については木造化を推進

する対象とする。なお、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

※注2 木質化が困難な施設とは、施工内容等（防水改修工事や修繕工事等）により木質化が可能な工事箇所がない施設をいう。

別記 2 民間における木材利用の目標

項 目	目 標	定 義
新たに木づかいに取り組む 民間事業者等の数	80 者 (2028 年度目標)	新たに木づかいに取り組む 民間事業者等の数とは、三重 県「木づかい宣言」事業者登 録制度に基づく登録を行う事 業者の数をいう。

別記 3 体制の整備

みえ木材利用方針第 9 に規定する体制の整備は次のとおりとする。

項 目	関係主体	推進体制・組織等
関係主体との協議 の場の整備に関す ること	市町 県	三重県営繕主管課長会議
	森林・林業関係団体 木材産業関係団体 建築設計関係団体 建設関係団体 森林教育関係団体 消費者関係団体 学識経験者 県（県土整備部） 県（農林水産部）	三重県木材利用推進連絡会
県の部局等を超え た体制の整備に関 すること	県庁内各部局	三重県県産材利用推進本部